枚方市条例第　29　号

枚方市立老人福祉センター楽寿荘条例の一部を改正する条例

枚方市立老人福祉センター楽寿荘条例（平成12年枚方市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「あらかじめ、」を「規則で定めるところにより、あらかじめ」に改める。

第８条第１項中「及び１附属設備につき2,000円を超えない範囲内において規則で定める附属設備使用料」及び「これらを」を削り、同条第２項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定めるときは、使用の許可を受けた楽寿荘の施設等の使用の開始までに納付することができる。

別表を次のように改める。

別表（第８条関係）

区分		金額			
		午前	午後Ａ	午後Ｂ	夜間
		午前10時から正午まで	午後０時30分から午後２時30分まで	午後３時から午後５時まで	午後５時30分から午後８時まで
市内使用者	個室	200円	200円	200円	200円
	大集会室	1,000	1,000	1,000	1,000
	中集会室	600	600	600	600
	小集会室	400	400	400	400
	多目的ホール	600	600	600	600
	多目的室	400	400	400	400
市外使用者	個室	400	400	400	400
	大集会室	2,000	2,000	2,000	2,000
	中集会室	1,200	1,200	1,200	1,200
	小集会室	800	800	800	800
	多目的ホール	1,200	1,200	1,200	1,200
	多目的室	800	800	800	800

備考

１　この表において、「市内使用者」とは市内に在住し、在職し、若しくは在学する者又は主としてそれらの者で構成する団体をいい、「市外使用者」とは市内使用者以外のものをいう。

２　同一日において連続した複数の使用区分にわたり使用の許可を受けたときは、継続して使用することができる。

附　則［令和8年9月7日公布］

1　この条例は、令和９年１月４日から施行する。ただし、第５条第１項の改正規定及び第８条第２項にただし書を加える改正規定は、同年３月１日から施行する。

2　改正後の枚方市立老人福祉センター楽寿荘条例の規定は、令和９年４月１日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。